- 1. 件名:柏崎刈羽原子力発電所 基準地震動の変更が不要であることを 説明する文書に関する資料の受取
- 2. 日時: 令和3年9月22日(水) 15時55分~16時00分
- 3. 場所:原子力規制庁10階地震•津波審査部門
- 4. 対応者

原子力規制庁 原子力規制部 地震·津波審査部門 谷主任安全審査官、磯田係員

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 設備計画グループ 担当者2名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、本年5月18日に提出された 柏崎刈羽原子力発電所における基準地震動の変更が不要であることを説 明する文書について、資料の提出があった。
- (2) 原子力規制庁は、本日提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うために面談を行う。
- 6. 提出資料
 - ・柏崎刈羽原子力発電所における標準応答スペクトルに基づく評価につい て